2016 年 1 月 16 日 監査懇話会 監事 眞田宗興

「修羅場」の監査役 一山一證券破たん時における新聞記者と弁護士の見方―

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは 必ずしも一致致しません。

初めに

1997年11月24日2600億円の簿外債務を抱えて自主廃業に追込まれ、社長の野澤正平氏が「社員は悪くありませんから」と涙ながらに訴えた山一證券事件で、自主廃業後、最後まで「真相究明」と「清算業務」を続けた「場末」と呼ばれる部署の社員らの活動を描いた、元読売新聞記者清武英利氏(注)の「しんがり」(講談社+α文庫2015.8.20)及び読売新聞社会部「会社がなぜ消滅したか」(新潮文庫2001.10.1)と、その「真相究明」の為の調査委員会に招へいされた社外の弁護士2名の内の1名、国広正弁護士が書いた「修羅場の経営責任」(文春新書2011年9月20日)の中で監査役について、新聞記者や弁護士がどのように監査役を見ていたのかを紹介し、「修羅場」に追込まれた監査役、否、日常においても監査役はどうあらねばならないのか、参考になればと思い、執筆した。

なお「しんがり」と「修羅場」からの引用については、原文を生かしつつ、一部要旨のみを記述したと ころがあることをお断りしておく。

(注)「会社がなぜ消滅したか」は清武英利氏らが中心になり取材・執筆されたもので、清武氏は、後、読売巨人軍の球団代表となった。

1. 異例の社内調査委員会報告書

自主廃業発表の2日前、1997年11月22日、野澤正平社長は、常務業務監理本部長の嘉本隆正氏に「含み損の調査はあなたのところで」と依頼し、その1時間後に開かれた臨時取締役会でその旨報告した。嘉本氏は「調査は徹底してやる」と大声で言った。『社内調査報告書―いわゆる簿外債務を中心として』は翌年4月16日に公表された(「日経金融新聞1998年4月17日に全文掲載)。

社内調査委員会の報告書が公表された翌日の日経新聞には次のように掲載された。

「山一の社内調査委員会の報告書は異例のリポートである。目的は『山一が自らの手で営業休止の原因となった簿外債務の実態を解明し最後のけじめをつけること』。悔恨と怒りを行間に込めた社会へのメッセージに、山一最後の矜持がうかがえる」「『結果の公表を伴わない調査、自ら行った行為の事実認定を示さぬ反省の言葉だけの報告書であってはならない』との言葉に山一の役職員の思いが込められている」

真田宗興の"監査役事件簿"No.3

「修羅場」の監査役 一山一證券破たん時における新聞記者と弁護士の見方一

この内部調査委員会は、後の「第三者委員会」の先駆的役割を果たしたと私は思う。

2. 簿外債務の発生原因とその隠蔽

1980年代、バブル期の財テクブームに乗って各企業は、特定金銭信託の一種である、いわゆる「営業特金」の積極運用に傾斜、営業特金は運用が事実上証券会社に任されており、山一と顧客企業との間で、山一が利回りを保証するという「にぎり」という「一任勘定」が――旧証取法の下でも売買一任勘定取引は禁止的制約を受け、又利回り保証は明確に禁止されていたにもかかわらず――行われていたが、バブル崩壊によって、利回りどころか、多額の損失が発生、顧客企業は山一の作ったファンドに簿価で買取らせて損失を免れようとした。

1991 年 8 月にホテルニューオータニに集まって、含み損の実態報告が行われ、同年 11 月 24 日以降はホテルパシッフィック東京に集合して秘密会議が行われ、企画室付部長(のち常勤監査役)K 氏から「顧客がどうしても引き取らない損失が 1200 億円もあった。やむなく山一のペーパーカンパニーに沈める」との説明があった時、経理担当常務 S 氏は「これは会計問題である。公認会計士に聞いてみる」と反対したという。副社長 E 氏は「会計士に聞かなくともよい。NO と言われれば、うちが潰れるから」と言い、Y 社長が「これしかない」と断を下した(「修羅場」P30~31)。

いわゆる「飛ばし」である。最終的には、山一のファンド(多くはペーパーカンパニィ)が抱えた簿外債務が 2600 億円にもなった。

3. 簿外債務管理を担当させられた K 氏と O 氏

K氏は1997年12月1日、嘉本委員長のヒヤリングに対し、「企画室の同僚だった H部長から1989年春、『事業法人本部で大変な損失を抱えている』と聞かされ、事業法人の担当から事情を聴き、「にぎりのファンドが損失を抱えて苦労している。経営としてコントロールしないと大変なことになる」という内容の「法人ファンドの問題点について」というメモを作成、Y社長、次期社長となるM専務らに提出した、と述べた。ただし、そのK氏メモが真剣に検討された様子はなかった。後に、社長室での会議で、Y社長「こんなに苦労するなら、もう少し早く処理しておくべきだった」 K氏「2、3年前それを申し上げたはずですが」 Y社長「そういえば、前に君は何か言っていたなあ」(「しんがり」P256~259)。1991年11月頃、当時の副社長E氏から、要するに「山一證券と取引した企業に損をさせてしまった。その損失を企業から山一に飛ばして抱えておくような会社を見つけろ」との指示がK氏に出され、企画室関連事業課長のO氏(後ペーパーカンパニィの監査役にも就任)の協力を得て簿外債務管理の実務を担った(「しんがり」P241~244)。

K氏は「(場末の) 組長」と呼ばれた嘉本調査委員長のヒヤリングに何度も応じた。かつ、自らの顛末を記した論文を調査委員会に提出した。その中で、「飛ばし」は次々に別のファンドに飛ばされ法人営業部門では「宇宙遊泳」と呼んでいたとある。この論文を読んだ調査委員らは「K さん、そこまでわかっていたのに、あなたは何をやっていたのか。あなたは監査役まで務めたのではなかったのか」とため息をついた。役員たちから「K がトップ

眞田宗興の"監査役事件簿"No.3

の指示で債務隠しの実務を担った」「法務担当部長の K 氏は、同時に債務隠しチームのブレーンだった」との証言が相次いだ(「しんがり」P265~266)。

4. 監査役対国広弁護士論争と調査委員会の神髄

1997 年 4 月 28 日取締役会で簿外債務の存在を知っていた (専門家である) K 監査役も T 監査役も違法配当を黙認したことが明らかにされた (「会社がなぜ消滅したか」 P159)。

1997年11月21日、自主廃業発表の日3日前の定時取締役会は、「不良債権の早期公表を求める若手と、公表は先送りすべきとする経営首脳や監査役に別れようとしていた」「債務隠しの当事者だった K はもちろんだが、還暦を過ぎた山一の監査役たちには、株主に事実を明らかにしようとする配慮はほとんど見られなかった」(「会社がなぜ消滅したか」P255~256)。

国広氏はオブザーバーとして役員会に時々出席し、嘉本氏らの苦渋を見ていた。そして 取締役会以外でも「頭の固い監査役たち」と激論を交わした(「しんがり」P324)。

3月6日にも激論があった。国広氏対監査役。これを受けて3月7日、国広氏は次のように記述している。

「役員(注)の責任を全うしなければ、職を失って苦しんでいる数千人の社員に申し訳ない。だから何としてでも責任を果たしたい。でもそれは自分の責任を問うことにもつがりかねない。矛盾だ。苦しい。どうしようか」こういうホンネの議論を正面からすればいいのだ。なのに恰好ばかりつけ、へ理屈をこねまわして先送りし、世間が忘れてくれるのを待つという役員が何と多いことか(「修羅場」P57)。

注:原文には「取締役の責任」とあるが、前日の監査役との激論(「しんがり P324」)を受けての国 広氏の日記であるから、監査役も含めた役員を対象としたものと推察し、この部分書き換えた。 1998年3月27日、12都府県の株主25名が損害賠償を求め山一と役員、監査法人を相 手取り大阪地裁に提訴した。嘉本氏も含まれていた。

この提訴の前後から、旧役員や一部の幹部から、公然と調査委員会に対する批判がなされた。国広委員は、監査役からも、(次のような)強い異論が出たと証言する。

「前例がない」「山一自身が事実を調査する必要などあるのか」「公表して名誉毀損などで訴えられたときの責任は誰がとるのか」「マスコミの論調に流されるべきでない」「公表して恥ずかしくない報告書なのか、調査が十分でない報告書を出して山一が恥をかくくらいなら出さないほうがいい」「日本は法律的な処理を好まない社会だから、法的責任追及を強調しすぎると一般の理解を得られない」(「しんがり」P323)

4月14日の役員懇談会(実質的には取締役会)に出席し国広委員は、次のように記述している(「修羅場」P70)。

「社内調査報告書」を 2 時間半かけて全文朗読、一発突破を図る。「前例がない」「調査することは認めたが公表は正式決議していない」「公表すると訴訟を誘発する」「社内調査委員会の報告だから社長と取締役に報告すれば足り、公表すべきではない」「内容が膨大なので即決できない。時間をかけて慎重に検討すべき」などと例によって議論の蒸し返し。予想以上に抵抗が強く、その場で一発突破方針を変更する。私が「報告書は調査委員会の

真田宗興の"監査役事件簿" No.3

「修羅場」の監査役 一山一證券破たん時における新聞記者と弁護士の見方一

調査の結果を記載するもので、何を書くかは調査委員会の専権事項。内容につき会社側の 指図は受けない。今日読み上げたのは報告書の事前通告に過ぎない」として突っぱねる一 方、嘉本氏は「事実関係についてみなさんの正当な訂正要求には応じますから申し出てく ださい。必要な訂正をした上で明日、再度報告して正式承認していただきます」と柔軟姿 勢を見せ、二段階突破を図る(「修羅場」P69~70)。

ただし、この懇談会が終わって、嘉本氏が会議室を出ようとしたとき、彼のところにすっと寄ってきた者がいた。国広委員と激論を交わしていた監査役だった。何を言われるか、と一瞬身構えると、耳元で「知らなかったことをたくさん教えて頂きました。ご苦労様でした」とささやいた(「しんがり」P342)。

5. 責任判定報告書の行方

1998 年 10 月、国広弁護士らが中心になって「法的責任判定の最終報告書」が纏められた。その内容は①従来我が国企業の「常識」から見て許されてきた行為であっても、法の観点から、問題ありと認められれば有責と判定することに躊躇しない。②判定委員会は「会社のため」という抗弁を認めない。③山一證券は、この報告書をすみやかに発表した上で、債務隠しを続けた十人について損害賠償請求の法的手続きを取るべきである。この十人は、Y社長、E副社長、M副社長、S常務、K企画室付部長ら(役職は1991年12月時点)である。

この公表をめぐって山一取締役会は再び論争が起きた。監査役の一人は「躊躇しない」とか「認めない」という厳しい言葉に腹を立て、「山一から報酬をもらっておきながら、会社に刃を向けるような報告書を書くとは何事だ」と言い、旧経営陣を訴えるときに原告となるべき他の監査役たちも『公表する約束はしていない』と言い出した(「しんがり」P361~362)。

判定委員会は公表を迫ったが山一側は動こうとしなかった。

ところが、第 1 次報告書は 1998 年 6 月に朝日新聞にスクープされ「山一、旧経営陣に賠償請求へ」の見出し、最終報告書は読売新聞に「山一、監査法人の責任追及へ」とスクープされ、国広弁護士がリークしたと疑われたが、10 年後、かつての調査委員会のメンバーの飲み会で、「しんがり」の一人、清算業務を担当した内部調査委員会 NO.2 の KS 氏が、「あれをやったのはワシじゃ」と告白した(「修羅場」 $P94\sim96$)。

(2016.1.16)